

兵庫県公報

平成21年9月4日 金曜日 第2113号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1
告 示	
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	2
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
○ 公有水面の埋立免許（港湾課）	11
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく説明会及び公聴会の開催（都市計画課）	14
○ 同上（同）	22
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	29
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	30
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第15号外中	30

公布された法令のあらまし

●屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第53号）

1 電柱を利用する広告物等（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。）の表示又は設置の許可に係る規格及び色彩の基準について、他の都道府県等の状況及び地域の景観に与える影響を踏まえ、次のとおり改めることとした。

(1) 電柱に巻き付ける広告物等に係る規格

改正前	改正後
縦は1.2メートル以下とし、横は0.36メートル以下とすること。	縦は1.5メートル以下とし、表示面積は0.5平方メートル以下とすること。

(2) 色彩

改正前	改正後
地色に彩度の高い色を使用しないこと。ただし、色数が2色以下の場合、この限りでないこと。	地色に彩度の高い色を使用しないこと。

2 自然公園法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第53号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1種禁止地域等の項6及び第2種禁止地域等の項4中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改める。

別表第2第1の部2の表(8)の款アの項(イ)中「1.2メートル」を「1.5メートル」に、「横は0.36メートル」を「表示面積は0.5平方メートル」に改め、同款オの項(イ)ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第4条第1項に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）又は同条例第6条に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）において適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、施行日以後に引き続き禁止地域等又は許可地域等に表示され、又は設置されているもののうち改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の許可の基準に適合しなくなるものについては、施行日から1年間は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
洲本市小路谷字古城1065の1、1068の3、1068の6、1068の9、1068の20
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第971号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関eⅢ (102050001)	姫路市安富町関（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
関jⅢ (102050002)	姫路市安富町関（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
関AⅠ (102050003)	姫路市安富町関（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
関kⅢ (102050004)	姫路市安富町関（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
関Ⅰ (102050005)	姫路市安富町関（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

関 b II (102050006)	姫路市安富町関 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
関 f III (102050007)	姫路市安富町関 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
関 g III (102050008)	姫路市安富町関 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
関 h III (102050009)	姫路市安富町関 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
関 I III (102050010)	姫路市安富町関 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 h III (102050011)	姫路市安富町栃原 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 g II (102050012)	姫路市安富町栃原 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 f III (102050013)	姫路市安富町栃原 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 e III (102050014)	姫路市安富町栃原 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 I III (102050015)	姫路市安富町栃原 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 a III (102050016)	姫路市安富町栃原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原(1) II (102050017)	姫路市安富町栃原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 o I (102050018)	姫路市安富町栃原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 C II (102050019)	姫路市安富町栃原 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 n III (102050020)	姫路市安富町栃原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 B I (102050021)	姫路市安富町栃原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 k III (102050022)	姫路市安富町栃原 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 l III (102050023)	姫路市安富町栃原 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 m III (102050024)	姫路市安富町栃原 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 c II (102050025)	姫路市安富町栃原 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 A II (102050026)	姫路市安富町栃原 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃原 d I (102050027)	姫路市安富町栃原 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊

栞原(2) I (102050028)	姫路市安富町栞原 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 G I (102050029)	姫路市安富町栞原 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
末広 d III (102050030)	姫路市安富町栞原 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 a I (102050031)	姫路市安富町皆河 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 A II (102050032)	姫路市安富町皆河 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 h I (102050033)	姫路市安富町皆河 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 b I (102050034)	姫路市安富町皆河 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 c I (102050035)	姫路市安富町皆河 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 B I (102050036)	姫路市安富町皆河 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
行友 I (102050037)	姫路市安富町皆河 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 g III (102050038)	姫路市安富町皆河 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 C II (102050039)	姫路市安富町皆河 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 D II (102050040)	姫路市安富町皆河 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 E I (102050041)	姫路市安富町皆河 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 F I (102050042)	姫路市安富町皆河 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 I III (102050043)	姫路市安富町皆河 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 j III (102050044)	姫路市安富町皆河 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆河 e I (102050045)	姫路市安富町皆河 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
渡辺 I (102050046)	姫路市安富町末広 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
末広 e III (102050047)	姫路市安富町末広 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
末広 b III (102050048)	姫路市安富町末広 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 A II (102050049)	姫路市安富町末広 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊

未広BⅡ (102050050)	姫路市安富町末広 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広jⅢ (102050051)	姫路市安富町末広 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広kⅢ (102050052)	姫路市安富町末広 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広IⅢ (102050053)	姫路市安富町末広 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広hⅢ (102050054)	姫路市安富町末広 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広lⅢ (102050055)	姫路市安富町末広 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広gⅢ (102050056)	姫路市安富町末広 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広fⅢ (102050057)	姫路市安富町末広 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広I (102050058)	姫路市安富町末広 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広CⅠ (102050059)	姫路市安富町末広 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広cⅡ (102050060)	姫路市安富町末広 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広nⅡ (102050061)	姫路市安富町末広 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広mⅢ (102050062)	姫路市安富町末広 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
未広DⅠ (102050063)	姫路市安富町末広 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
下河Ⅰ (102050064)	姫路市安富町名坂 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
下河bⅢ (102050065)	姫路市安富町名坂 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂dⅡ (102050066)	姫路市安富町名坂 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂cⅡ (102050067)	姫路市安富町名坂 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂eⅡ (102050068)	姫路市安富町名坂 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
大町bⅢ (102050069)	姫路市安富町名坂 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
大町Ⅰ (102050070)	姫路市安富町名坂 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂Ⅰ (102050071)	姫路市安富町名坂 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊

大町 a I (102050072)	姫路市安富町名坂 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂 A II (102050073)	姫路市安富町名坂 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂 B I (102050074)	姫路市安富町名坂 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
名坂 b II (102050075)	姫路市安富町名坂 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 A II (102050076)	姫路市安富町名坂 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 m I (102050077)	姫路市安富町名坂 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 l II (102050078)	姫路市安富町名坂 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 f III (102050079)	姫路市安富町安志 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 e III (102050080)	姫路市安富町安志 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 a I (102050081)	姫路市安富町安志 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 d I (102050082)	姫路市安富町安志 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 b I (102050083)	姫路市安富町安志 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 g I (102050084)	姫路市安富町安志 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 c II (102050085)	姫路市安富町安志 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 h III (102050086)	姫路市安富町安志 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 i III (102050087)	姫路市安富町安志 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 k III (102050088)	姫路市安富町安志 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 j III (102050089)	姫路市安富町安志 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 I III (102050090)	姫路市安富町安志 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 g I (102050091)	姫路市安富町安志 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野(2) I (102050092)	姫路市安富町安志 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
菅谷 b I (102050093)	姫路市安富町安志 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊

安志 a II (102050094)	姫路市安富町安志 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 B II (102050095)	姫路市安富町三森 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 l III (102050096)	姫路市安富町三森 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 g II (102050097)	姫路市安富町三森 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 j III (102050098)	姫路市安富町三森 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 d II (102050099)	姫路市安富町三森 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 m II (102050100)	姫路市安富町三森 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 a I (102050101)	姫路市安富町三森 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 c II (102050102)	姫路市安富町三森 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
春 II (102050103)	姫路市安富町三森 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
春 k III (102050104)	姫路市安富町三森 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 f II (102050105)	姫路市安富町三森 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 e III (102050106)	姫路市安富町三森 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 h III (102050107)	姫路市安富町三森 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 I II (102050108)	姫路市安富町三森 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
三森 A I (102050109)	姫路市安富町三森 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野(1) I (102050110)	姫路市安富町長野 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 b III (102050111)	姫路市安富町長野 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 f III (102050112)	姫路市安富町安志 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 e III (102050113)	姫路市安富町安志 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
末広 A II (102050114)	姫路市安富町長野 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
長野 d III (102050115)	姫路市安富町長野 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊

長野 c I (102050116)	姫路市安富町塩野 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩野 A I (102050117)	姫路市安富町塩野 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩野 a II (102050118)	姫路市安富町塩野 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩野 I (102050119)	姫路市安富町塩野 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩野 c III (102050120)	姫路市安富町塩野 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
塩野 b III (102050121)	姫路市安富町塩野 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
植木野 A I (102050122)	姫路市安富町植木野 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
植木野 I (102050123)	姫路市安富町植木野 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
植木野 c III (102050124)	姫路市安富町植木野 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
植木野 b III (102050125)	姫路市安富町植木野 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
植木野 a III (102050126)	姫路市安富町植木野 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 I (102050127)	姫路市安富町三坂 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 b III (102050128)	姫路市安富町三坂 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 f II (102050129)	姫路市安富町三坂 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 a III (102050130)	姫路市安富町三坂 (別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 d II (102050131)	姫路市安富町三坂 (別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊
三坂 e II (102050132)	姫路市安富町三坂 (別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
瀬川 a III (102050133)	姫路市安富町瀬川 (別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
瀬川 b I (102050134)	姫路市安富町瀬川 (別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 e III (102050135)	姫路市安富町瀬川 (別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 b II (102050136)	姫路市安富町瀬川 (別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
瀬川 II (102050137)	姫路市安富町瀬川 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊

狭戸 a II (102050138)	姫路市安富町狭戸 (別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 f II (102050139)	姫路市安富町狭戸 (別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 A I (102050140)	姫路市安富町狭戸 (別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 B I (102050141)	姫路市安富町狭戸 (別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
狭戸 d III (102050142)	姫路市安富町狭戸 (別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊
三ヶ谷川 I (202050001)	姫路市安富町関 (別図143のとおり)	土石流
壺ヶ谷川 I (202050002)	姫路市安富町関 (別図144のとおり)	土石流
向イ川 II (202050003)	姫路市安富町関 (別図145のとおり)	土石流
山の川 I (202050004)	姫路市安富町関 (別図146のとおり)	土石流
柏山川 II (202050005)	姫路市安富町関 (別図147のとおり)	土石流
杉垣内川 I (202050006)	姫路市安富町柘原 (別図148のとおり)	土石流
口中山川 II (202050007)	姫路市安富町柘原 (別図149のとおり)	土石流
滝谷川(1) I (202050008)	姫路市安富町柘原 (別図150のとおり)	土石流
矢谷川 I (202050009)	姫路市安富町柘原 (別図151のとおり)	土石流
走尾川 I (202050010)	姫路市安富町柘原 (別図152のとおり)	土石流
重光川 I (202050011)	姫路市安富町皆河 (別図153のとおり)	土石流
中皆河川 I (202050012)	姫路市安富町皆河 (別図154のとおり)	土石流
鶴ノ谷川 I (202050013)	姫路市安富町皆河 (別図155のとおり)	土石流
横田川 I (202050014)	姫路市安富町皆河 (別図156のとおり)	土石流
向山川 II (202050015)	姫路市安富町皆河 (別図157のとおり)	土石流
湯ノ山川 II (202050016)	姫路市安富町皆河 (別図158のとおり)	土石流
一ノ谷川 I (202050017)	姫路市安富町皆河 (別図159のとおり)	土石流

梅中川Ⅱ (202050018)	姫路市安富町皆河 (別図160のとおり)	土石流
早柏川Ⅰ (202050019)	姫路市安富町皆河 (別図161のとおり)	土石流
スオウ谷川Ⅱ (202050020)	姫路市安富町皆河 (別図162のとおり)	土石流
菅谷川Ⅰ (202050021)	姫路市安富町末広 (別図163のとおり)	土石流
スオウ谷川Ⅰ (202050022)	姫路市安富町末広 (別図164のとおり)	土石流
滝谷川(2)Ⅰ (202050023)	姫路市安富町末広 (別図165のとおり)	土石流
平井川Ⅰ (202050024)	姫路市安富町末広 (別図166のとおり)	土石流
カツラ谷川Ⅰ (202050025)	姫路市安富町末広 (別図167のとおり)	土石流
上垣内川Ⅰ (202050026)	姫路市安富町末広 (別図168のとおり)	土石流
大河川Ⅰ (202050027)	姫路市安富町名坂 (別図169のとおり)	土石流
下河川Ⅰ (202050028)	姫路市安富町名坂 (別図170のとおり)	土石流
名坂川Ⅰ (202050029)	姫路市安富町名坂 (別図171のとおり)	土石流
猿谷川Ⅰ (202050030)	姫路市安富町名坂 (別図172のとおり)	土石流
大町川Ⅰ (202050031)	姫路市安富町名坂 (別図173のとおり)	土石流
谷山川Ⅱ (202050032)	姫路市安富町名坂 (別図174のとおり)	土石流
谷山川Ⅰ (202050033)	姫路市安富町名坂 (別図175のとおり)	土石流
弥谷川Ⅰ (202050034)	姫路市安富町名坂 (別図176のとおり)	土石流
東尾川Ⅰ (202050035)	姫路市安富町安志 (別図177のとおり)	土石流
宮ノ谷川Ⅰ (202050036)	姫路市安富町安志 (別図178のとおり)	土石流
弥ノ谷川Ⅰ (202050037)	姫路市安富町安志 (別図179のとおり)	土石流
平谷川Ⅰ (202050038)	姫路市安富町三森 (別図180のとおり)	土石流
大谷川Ⅱ (202050039)	姫路市安富町三森 (別図181のとおり)	土石流

ヒゲガ谷川Ⅱ (202050040)	姫路市安富町三森 (別図182のとおり)	土石流
春川Ⅰ (202050041)	姫路市安富町三森 (別図183のとおり)	土石流
長野川Ⅰ (202050042)	姫路市安富町長野 (別図184のとおり)	土石流
当田川Ⅰ (202050043)	姫路市安富町長野 (別図185のとおり)	土石流
西ノ谷川Ⅱ (202050044)	姫路市安富町長野 (別図186のとおり)	土石流
フジ谷川Ⅰ (202050045)	姫路市安富町塩野 (別図187のとおり)	土石流
宮の下川Ⅰ (202050046)	姫路市安富町塩野 (別図188のとおり)	土石流
植木野川Ⅰ (202050047)	姫路市安富町植木野 (別図189のとおり)	土石流
大石原川Ⅰ (202050048)	姫路市安富町植木野 (別図190のとおり)	土石流
柚谷川Ⅱ (202050049)	姫路市安富町三坂 (別図191のとおり)	土石流
奥津畑川Ⅰ (202050050)	姫路市安富町三坂 (別図192のとおり)	土石流
竹谷川Ⅱ (202050051)	姫路市安富町瀬川 (別図193のとおり)	土石流
西山川Ⅰ (202050052)	姫路市安富町狭戸 (別図194のとおり)	土石流

(別図 1 から別図194までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第972号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、平成21年8月7日次の公有水面の埋立てを免許した。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名 称 兵庫県

代表者 住 所 神戸市中央区山本通4丁目23番15号

氏 名 兵庫県知事 井 戸 敏 三

2 埋立区域

(i) 位 置

ア 全 体

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番3に至る間の地先公有水面並びに同市生穂1469番2から1465番を経て1464番に至る間の地先公有水面及び同市大谷第1号53番の地先公有水面

イ 1 工区

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番3に至る間の地先公有水面

ウ 2 工区

淡路市生穂1469番2から1465番を経て1464番に至る間の地先公有水面及び同市大谷第1号53番の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各点のうち、1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和53年8月28日付け兵庫県指令港第24号の2の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +1.80mにより決定）、3の地点と4の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線、4の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域並びに5の地点から7の地点までを順次に結んだ線、7の地点と5の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

1の地点	基点から	310度41分08秒	574.07mの地点
2の地点	1の地点から	229度28分41秒	60.00mの地点
3の地点	2の地点から	319度16分52秒	31.44mの地点
4の地点	3の地点から	68度08分28秒	62.99mの地点
5の地点	基点から	289度19分18秒	622.07mの地点
6の地点	5の地点から	228度40分08秒	114.64mの地点
7の地点	6の地点から	318度40分08秒	33.10mの地点
8の地点	7の地点から	57度40分18秒	113.14mの地点

イ 1工区

次の各点のうち、1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ昭和53年8月28日付け兵庫県指令港第24号の2の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +1.80mにより決定）、3の地点と4の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線、4の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

1の地点	基点から	310度41分08秒	574.07mの地点
2の地点	1の地点から	229度28分41秒	60.00mの地点
3の地点	2の地点から	319度16分52秒	31.44mの地点
4の地点	3の地点から	68度08分28秒	62.99mの地点

ウ 2工区

次の各点のうち、5の地点から7の地点までを順次に結んだ線及び7の地点と5の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +1.50m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

5の地点	基点から	289度19分18秒	622.07mの地点
6の地点	5の地点から	228度40分08秒	114.64mの地点
7の地点	6の地点から	318度40分08秒	33.10mの地点
8の地点	7の地点から	57度40分18秒	113.14mの地点

(3) 面積

ア 全体

4,572.08平方メートル

イ 1工区

1,447.99平方メートル

ウ 2工区

3,124.09平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

ア 全 体

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番5に至る間の地内及び同地先公有水面並びに同市生穂1473番2から1469番2を経て1464番に至る間の地内及び同地先公有水面並びに同市大谷第1号53番の地内及び同地先公有水面

イ 1 工区

淡路市生穂1553番1から1553番7を経て1523番5に至る間の地内及び同地先公有水面

ウ 2 工区

淡路市生穂1473番2から1469番2を経て1464番に至る間の地内及び同地先公有水面並びに同市大谷第1号53番の地内及び同地先公有水面

(2) 区 域

ア 全 体

次の各点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域並びにオの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びオの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

アの地点	基点から	314度42分33秒	454.36mの地点
イの地点	アの地点から	229度28分41秒	130.00mの地点
ウの地点	イの地点から	319度28分41秒	166.50mの地点
エの地点	ウの地点から	49度28分41秒	130.00mの地点
オの地点	基点から	288度03分07秒	512.60mの地点
カの地点	オの地点から	228度40分08秒	208.45mの地点
キの地点	カの地点から	318度40分08秒	154.34mの地点
クの地点	キの地点から	39度49分35秒	90.00mの地点
ケの地点	クの地点から	46度17分34秒	115.06mの地点
コの地点	ケの地点から	138度40分08秒	28.09mの地点
サの地点	コの地点から	228度53分51秒	35.00mの地点
シの地点	サの地点から	138度40分08秒	58.99mの地点
スの地点	シの地点から	108度58分56秒	79.88mの地点

イ 1 工区

次の各点のうち、アの地点からエの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

アの地点	基点から	314度42分33秒	454.36mの地点
イの地点	アの地点から	229度28分41秒	130.00mの地点
ウの地点	イの地点から	319度28分41秒	166.50mの地点
エの地点	ウの地点から	49度28分41秒	130.00mの地点

ウ 2 工区

次の各点のうち、オの地点からスの地点までを順次に結んだ線及びオの地点とスの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：津名港生穂沖防波堤東灯台

北緯 34度26分42秒

東経 134度55分33秒

オの地点	基点から	288度03分07秒	512.60mの地点
カの地点	オの地点から	228度40分08秒	208.45mの地点
キの地点	カの地点から	318度40分08秒	154.34mの地点
クの地点	キの地点から	39度49分35秒	90.00mの地点

ケの地点	クの地点から	46度17分34秒	115.06mの地点
コの地点	ケの地点から	138度40分08秒	28.09mの地点
サの地点	コの地点から	228度53分51秒	35.00mの地点
シの地点	サの地点から	138度40分08秒	58.99mの地点
スの地点	シの地点から	108度58分56秒	79.88mの地点

(3) 面積

ア 全体

52,551.00平方メートル

イ 1工区

21,644.95平方メートル

ウ 2工区

30,906.05平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

**兵庫県告示第973号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の決定に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、都市計画に関する公聴会開催規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年9月4日（金）から同月29日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び豊岡市都市整備部都市整備課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年9月29日（火）午後1時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県豊岡総合庁舎 401会議室 豊岡市幸町7-11 電話（0796）23-1001

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（豊岡市内に住所を有する者及び利害関係人に限る。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年9月4日（金）から同月24日（木）まで

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

- 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

豊岡都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「但馬地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、豊岡都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び但馬地域編)を指針とするとともに、豊岡市が定める都市計画マスタープランとの整合性を図る。

(2) 策定区域

豊岡都市計画区域(以下「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
豊岡都市計画区域	豊岡市	行政区域の全域	89.2

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する但馬地域は兵庫県の最北部にあり、中国山地・円山川・日本海などの豊かな自然の中で暮らしが営まれ、温泉、古いまちなみや鉱山跡等の歴史文化遺産、スキー場等のレクリエーション拠点、カニ等の特産物などの多彩な観光資源を有している。こうした地域の特性を生かし、コウノトリの野生復帰事業などに代表される豊かな自然と共生し交流をはぐくむ都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな自然と景観の保全と創造を基軸とした都市づくり

円山川などの川沿いに広がる農地と一体となった集落環境やコウノトリと共生する良好でのどかな田園環境の保全・形成に努めるとともに、緑豊かな山林や里山の適正な管理により、地域の魅力である豊かな自然と美しい景観の保全と創造を基軸とした都市づくりを目指す。

(8) 多核分散型の集約拠点の形成による都市づくり

多様なまちでの快適な居住環境を確保すべく、利便性の高い個性と魅力ある拠点の形成とともに、既存ストックを活用した都市機能が集積する集約拠点の形成など、各地域の特性に応じた拠点集約型の都市構造の形成を目指す。

(9) 公共交通等を軸とした交通ネットワークの形成

鉄道やバスなどの公共交通を軸として、交通機関相互の連携による乗り継ぎの円滑化など、利便性・快適性の向上を促進するほか、広域的な観光振興や交流の促進、物流の効率化などを図り、誰もが安全で快適に利用できる公共交通を中心とした道路・交通ネットワークの形成を目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	89.2千人	おおむね 81.1千人

(8) 産業

生産規模については、豊かな自然や観光資源を生かした新たな産業の創出と既存産業の更なる進展などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第2次産業が横ばいで推移するなか、第1次産業が減少し第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色づける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

豊岡駅周辺を都市拠点とし、公共公益機能に加え商業、産業、教育、医療、福祉などの生活便利機能を充実・強化し但馬地域全体における拠点として求心力を高める。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる豊岡市城崎町・出石町の中心部を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(4) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道、国道312号、国道482号等を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や円山川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

農林漁業集落として発展してきた既存集落においては、無秩序な市街化の進行防止や集落相互の連携により、農林漁業環境と調和した生活環境やコミュニティの維持を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、新たな産業の立地等による人口の受け皿などのニーズにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

一般住宅地については、商業系用途や小規模な工場等との混在も許容しつつ、良好な住環境の形成を図る。低層住宅地や周辺の自然環境と調和のとれた中低層住宅地については、専用住宅地として良好な住環境の維持・向上を図る。

また、歴史的まちなみや伝統的な建築物など、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

(4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。

豊岡市役所やJR豊岡駅周辺の中心市街地において、中心拠点として、地域の特徴を生かしながら、

都市機能の集積を図るとともに、商店街そのものを観光資源とする「カバンストリート」や空き店舗の有効活用など、地域資源を活用し回遊性を高める。

J R城崎温泉駅、J R江原駅、出石総合支所周辺では、地域の特性を生かしつつ、中心拠点を補完する地域拠点として、地域住民に必要な機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図ることとし、市街地内の幹線道路沿いは、立地を抑制するとともに、良好な沿道景観の形成や背後地における住環境の保全に配慮しつつ、交通の利便性を生かした沿道サービス施設等を適切に誘導する。

(7) 工業地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、豊岡中核工業団地及び既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めるとともに、新たな企業立地適地の選定等、更なる工業地の充実を図る。

また、かばんや陶磁器等の地場産業の工業と住宅が混在している地区では、地区の特性に応じて、住工共存を生かした職住近接型の土地利用を図る。

(8) 流通業務地

北近畿豊岡自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、地域の特性を踏まえ、多様な物流機能をにや流通産業や先端的産業等の集積の誘導を図る。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、県下でも有数の豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史、文化、風土、産業をはぐくみ、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や円山川、竹野川、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

コウノトリの野生復帰を推進するため、農村環境の整備、水質の向上、河川・海岸等の環境整備を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

山陰海岸や氷ノ山後山那岐山国定公園等、本都市計画区域に残る森林及び円山川、竹野川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(8) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

円山川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間や山陰海岸ジオパーク構想の区域においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

また、市民農園や農家民宿をはじめ、恵まれた自然条件や創意工夫による産物づくりなど、交流・体験型のグリーンツーリズムなどを通して、都市との交流を促進する。

(9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(10) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、内陸部から日本海側に位置し、国道178号、国道312号、国道426号、国道482号等による大きな交通流動がある。

今後は、観光資源や豊かな自然環境をはじめとする地域の魅力やポテンシャルを十分に発揮し、地域内外の交流を活性化するため、コウノトリ但馬空港の利活用や、北近畿豊岡自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道等の広域的な幹線道路、地域の骨格となる幹線道路の整備を進める。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、公共交通等の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常生活に密着した生活道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路である北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道、主要幹線道路である国道426号等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、景観の向上を図るため、沿道緑化を進めるとともに中心市街地やまちなみ保存を図る地区における無電柱化を推進する。また、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(北近畿豊岡自動車道)と日本海沿岸軸(鳥取豊岡宮津自動車道)の2軸が通過しており、その整備を促進する。

(*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、国道426号や国道482号等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

d 駅前広場

J R豊岡駅前広場の整備を推進し、交通結節点としての機能と都市空間形成を図る。

(8) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、J R山陰本線及びK T R宮津線の軌道改良等を促進する。

(9) 空港

但馬の空の玄関口であるコウノトリ但馬空港の利用促進を図るための取組を進める。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(7) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進などにより、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

J R 豊岡駅周辺地域、総合健康ゾーン等を中心市街地におけるにぎわいや活力を取り戻すための拠点として、その有効活用を図る。

温泉を観光資源とする城崎地域、城下町としての出石地域、まちの玄関口にふさわしい J R 江原駅周辺など、地域の特性を生かした市街地整備を図る。

また、良好な居住環境の形成を図るため、防災性の向上やバリアフリーのまちづくりなど、きめ細やかな市街地整備を推進する。

コウノトリ但馬空港周辺地域においては、自然環境に配慮しつつ、土地の有効活用について検討する。

なお、秩序ある市街地形成を進めるため、適正な土地利用の誘導を図り、立地条件や交通体系に応じた土地区画整理事業を進める。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

北但大震災、阪神・淡路大震災、平成16年の台風23号による水害など、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置するとともに、コウノトリ但馬空港に隣接する広域防災拠点や災害拠点病院である公立豊岡病院へのアクセス道路の充実を図る。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(イ) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(ロ) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(ハ) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、円山川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

雄大な氷ノ山、変化に富んだ山陰海岸などの自然景観や豊かな円山川が流れるのどかな田園景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

出石町の城下町、城崎の温泉地など歴史的まちなみが残された景観形成地区や良好な自然景観を有する円山川下流域や山陰海岸地域などの風景形成地域においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努めるとともに、各拠点においては、地区の特性に応じた、にぎわいと特色のある景観の形成を図る。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・駅前広場

イ 鉄道

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

イ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

(3) 市街地整備に関する目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

(4) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主な防災施設



兵庫県告示第974号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の決定に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、都市計画に関する公聴会開催規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年9月4日（金）から同年10月1日（木）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び南あわじ市都市整備部都市計画課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年10月1日（木）午後1時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

南あわじ市役所中央庁舎 別館会議室 南あわじ市市善光寺18-27 電話（0799）43-5001

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（南あわじ市内に住所を有する者及び利害関係人に限る。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 公述申出書提出期間

平成21年9月4日（金）から同月24日（木）まで

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）341-7711 内線4649・4656

別記

「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的

視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

南あわじ都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「淡路地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、南あわじ都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び淡路地域編）を指針するとともに、南あわじ市が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

南あわじ都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
南あわじ都市計画区域	南あわじ市	行政区域の一部	50.9

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する淡路地域は、京阪神と四国をつなぎ、古来から豊かな農産物や海産物を産出している地域であり、公園島構想の下に、多彩な自然環境と地域資源を生かした地域づくりが進められてきた。このような地域の特性を生かし、環境の21世紀にふさわしい新たな花みどり文化を発信する環境立島「公園島淡路」を実現すべく、地域住民の参画と協働のもと、人と自然が調和した都市づくりを目指す。

これを踏まえ本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな自然を生かした都市づくり

豊かな緑や美しい景観といった恵まれた自然資源を保全するとともに、農業・漁業の活性化及び観光関連事業者との連携により、地産地消の仕組みをつくる等、地域資源を生かした観光・交流と産業が活性化する都市づくりを目指す。

(4) コンパクトな生活圏域を生かした持続的発展可能な都市づくり

半径10キロメートル圏に収まる生活圏域を生かし、水と緑という豊かな自然環境に囲まれながら、健康で安心して生活し続けられるコンパクトで持続的発展可能な都市づくりを目指す。

また、地域の既存ストックを生かしながら、各種都市機能を効果的に配置し、職住近接、職住一致型のライフスタイルが実現できる環境づくりを目指す。

(7) 広域交通条件を生かした交流都市づくり

神戸淡路鳴門自動車道を含めた広域交通条件を十分に生かし、本都市計画区域を兵庫県南の玄関口と位置付けるとともに、本都市計画区域内を多様な交通手段できめ細かくネットワークさせていくことにより、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域をはじめとする広域圏との交流が活発な都市を目指す。

(2) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	50.9千人	おおむね 45.4千人

(1) 産業

生産規模については、淡路瓦をはじめとする地場産業の活性化や農業・畜産ブランドの確立などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向にある。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

行政、商業機能といった一定の都市機能の集積がみられる市(いち)地区を都市拠点と位置付け、都市拠点としてふさわしい複合的な都市機能の充実を図る。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する緑・西淡・三原・南淡各庁舎周辺等を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

(f) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、神戸淡路鳴門自動車道や国道28号を広域連携軸と位置付け、幹線道路や高速バスなど交通ネットワークの利便性の更なる向上を図り、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域をはじめとする各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や慶野松原、鳴門海峡に代表される海岸部の景勝地などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(i) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮する。

農業集落及び漁業集落として発展してきた既存集落においては、無秩序な市街化の進行を防止し、農林漁業環境と調和した生活環境の維持を図る。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、広田地域、湊地域、市（いち）地域及び福良地域等の既成市街地周辺を住宅地として位置付け、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

(f) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。

生活拠点である緑・西淡・三原・南淡各庁舎周辺等においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(7) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

(イ) 流通業務地

都市交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジ周辺

において、その有利な立地条件を生かし、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域等を対象とした流通業務地を配置する。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、雄大で緑豊かな山並みや長く変化に富んだ海岸線を有し、古い歴史に根ざした伝統的な生活文化や地域産業を発展させ、個性豊かな地域社会を形成してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

また、緑条例に基づく花と緑の交流区域については、スポーツ施設、レクリエーション施設及び教養文化施設などを整備し、花と緑があふれる人々の交流の拠点づくりを目指す。

農業・農村地域については、効率的かつ安定的な農業生産に資するほ場整備を推進し、優良農地の確保に努める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、慶野松原、鳴門海峡、論鶴羽山地や三原平野など、豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島“公園島淡路”」の実現を目標に、花、緑、海など淡路地域の個性ある景観などに配慮しつつ、自然的環境の維持、活用を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

山地や丘陵地の森林、河川等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(8) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

河川海岸などの親水性のある水辺空間や海岸線沿いの道路空間においては、自然や景色を住民が日常生活において、身近に親しむことができるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

また、福良港周辺においては、観光客が訪れるという地理的条件や地場産業を生かした観光振興と連携した土地利用の誘導と整備を図る。

(9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

さらに、慶野松原においては、松林の保全とともに海岸の浸食対策に取り組む。

(10) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、神戸淡路鳴門自動車道、国道28号及び主要地方道福良江井岩屋線による大きな交通流動がある。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な自転車・歩行者空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(神戸淡路鳴門自動車道)が通過しており、その有効活用を推進する。

(*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域と神戸・阪神方面、東播磨方面及び四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス強化や活力ある地域づくり、安全で安心な地域づくりを進めるため、主要地方道福良江井岩屋線や、主要地方道阿万福良湊線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 駐車場

高速バスの利用促進を目指し、バス停やパークアンドバスライドのための駐車場等の計画的な配置を図る。

(7) 港湾(海上交通)

福良港においては、観光振興に資する港湾整備を進めるとともに、東南海・南海地震に備えた福良港の棧橋改良等、港湾機能の強化を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

また、三原川水系の論鶴羽ダム等における水辺空間を生かしたダム公園や淡路ふれあい公園をはじめとする公園・緑地においては、レクリエーションの場として更なる利活用を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(7) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

さらに、地域特性にあった風力エネルギーや太陽光エネルギーなどの有効活用により、環境負荷軽減への取組を通じて、自然と共生する都市づくりを推進する。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震に備え、津波に対する防災対策はもとより、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点である淡路ふれあい公園を中心に、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、三原川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、三原川水系や湊地区の老朽化した排水機場の更新などの内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策等の総合的な浸水対策を進める。

さらに、津波対策として、福良港津波防災ステーションの活用を図るとともに、福良地区や丸山地区など、津波や高潮などの危険性の高い地域において、避難路や避難地等の整備を自主防災組織とともに進める。

あわせて、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

本都市計画区域の周囲を取り巻く山地や三原平野の田園などの景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全、創造しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

特に、インターチェンジ周辺や国道28号など幹線道路沿道においては、観光レクリエーションの玄関口としての特性に配慮した景観形成地区を活用し、建築物や屋外広告物による良好な景観形成を推進する。

また、丘陵地における緑地や都市のランドマークとなるような史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林など緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・主要幹線道路、幹線道路

イ 港湾(海上交通)

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主な防災施設

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年9月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
明石海峡沈没船からの油抜き業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年7月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本サルヴェージ株式会社門司支店 北九州市門司区田野浦海岸15番73号

- 5 随意契約に係る契約金額
1,381,590,000円（兵庫県ほか神戸市、明石市及び淡路市の負担額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年9月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市尾崎字東田2076番1、2076番3、2076番4、2085番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
赤穂市加里屋90番地の17
伸栄土地 池 田 芳 伸
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年2月23日
兵庫県指令西播（建）第1－17号（20赤穂）

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第15号外）
行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（平成21年兵庫県訓令第6号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
122	上から19	企画県民部県民文化局交通安全室長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 健康福祉部子ども局少子対策課長 健康福祉部生活消費局消費生活課長 健康福祉部生活消費局生活衛生課長	企画県民部県民文化局交通安全室長 企画県民部教育・情報局教育課長 企画県民部教育・情報局大学課長 健康福祉部社会福祉局社会援護課長 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長 健康福祉部社会福祉局人権推進課長 健康福祉部子ども局少子対策課長 健康福祉部子ども局児童課長 健康福祉部生活消費局消費生活課長 健康福祉部生活消費局生活衛生課長
	上から29	産業労働部政策労働局総務課長 産業労働部政策労働局しごと支援課長 産業労働部産業振興局経営商業課長 産業労働部産業振興局工業振興課長	産業労働部政策労働局総務課長 産業労働部政策労働局しごと支援課長 産業労働部政策労働局労政福祉課長 産業労働部政策労働局能力開発課長 産業労働部産業振興局経営商業課長 産業労働部産業振興局工業振興課長